

## 第9回保健所長の職務の在り方に関する検討会提出資料

～ 高病原性鳥インフルエンザの発生に対する

山口県の取り組み ～

山口県健康福祉部健康増進課長

前田光哉

- I. 高病原性鳥インフルエンザの発生と対応
- II. 防疫業務従事者等に対する健康診断
- III. 今回の事例における保健所長の役割

平成16年2月20日

# 1. 高病原性鳥インフルエンザの発生と対応

## 1 発生状況

山口県阿武郡阿東町内で飼養している養鶏に、家畜法定伝染病である「高病原性鳥インフルエンザ」の疑いがあることが確認され、独立行政法人動物衛生研究所において確認検査の結果、当該伝染病であると判定された。

### ① 発生の概要

- ・ 発生日時 平成16年1月12日（月）
- ・ 発生場所 阿武郡阿東町生雲
- ・ 飼養者 （有）ウインウインファーム山口農場（本社農場：福岡県）
- ・ 飼養羽数 34,640羽

### ② 発生までの対応経過

年 月 日	死亡羽数	対 応
平成15年 12月30日	51羽 (28~30日)	農場管理獣医師からの要請により、中部家畜保健衛生所職員が立入検査を実施。
12月31日	14羽	ウイルス検査の結果、ニューカッスル病と鶏伝染性気管支炎の陰性を確認
平成16年 1月 1日 ~4日	244羽 (1~4日)	中部家畜保健衛生所において細菌検査（細菌の特定、効果薬剤の選定）を実施
1月 5日	233羽	農場獣医師に大腸菌の関与の疑いを通報。
1月 6日 ~8日	1,018羽 (6~8日)	農場獣医師により、大腸菌に対する抗生物質の投与治療を開始。
1月 9日	839羽	その後、死亡鶏が急増したことから再度立入検査を実施し、鳥インフルエンザに関する一連の検査を開始。 全鶏舎の消毒を指示。
1月10日	1,238羽	簡易検査の結果、検体2羽で鳥インフルエンザ陽性を確認。 9日17時以降に生産された鶏卵の出荷自粛、立入制限等を要請。
1月11日	2,345羽	確認検査のため、（独）動物衛生研究所に検査材料を搬送。
1月12日	2,312羽	確認検査の結果、高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）と判定。 →1月13日（火）にH5N1型と判明 鶏卵GPセンターに対して、当該農場から出荷された鶏卵の自主回収を指導。

## 2 山口県の対応

農林部長を本部長とする「山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部（1局4部1庁13課）」、中部家畜保健衛生所長を本部長とする「現地防疫対策本部」を設置し、関係各課、関係機関と連携して、徹底した防疫措置や県民への正しい情報提供など、感染の拡大防止に向けた総合的な対策を実施。

### (1) 家畜伝染病予防法第32条に基づく移動制限区域設定の措置

国の「防疫マニュアル」に基づいて、発生農場から半径30km以内を移動制限区域と定め、この範囲内の養鶏場の鶏や鶏卵・鶏肉等の移動を禁止する措置を講じた。

(1月12日) → 2月19日午前零時に解除

・ 移動制限の対象となる主要養鶏農家 11市町村 30戸

採卵農家 17戸 (飼養規模 約100万羽)

ブロイラー農家 13戸 (飼養規模 約22万羽)

(※) この他に、少数飼養農家が相当数あり

### (2) 発生農場における防疫対策

感染の拡大防止を図るため、発生源となった農場について、鶏舎や車両等の消毒、すべての鶏の殺処分並びに埋却処分など、徹底した防疫対策を実施。

#### ① 殺処分

処分羽数 19,655羽 (1月15日にすべての殺処分を終了)

(死亡羽数 14,985羽)

#### ② 埋却処分

・ 鶏については、1月16日(金)から作業を開始し、1月17日(土)にすべての鶏の埋却処分を終了。

・ 鶏糞等その他の汚染物品についても、1月21日(水)にすべての埋却処分を終了。(防疫措置の完了)

#### ③ 人の健康状況確認

・ 農場従業員(6名)及び家族(6名)について、ウイルスに感染していないことを確認

・ 防疫従事員に対しては、健康福祉センターで予防接種、投薬、検査を実施。

### (3) 発生農家から出荷された鶏卵の回収及び焼却処理

2月12日(木)に回収鶏卵全ての焼却処理が終了。

・ 回収対象量 21,882.5kg

・ 回収量 5,176.1kg (23.65%)

### (4) 飼料関係車両の消毒

感染の拡大防止を図るため、幹線道路等に必要な消毒ポイントを設置し、移動制限区域を出入りする飼料運搬車両等の消毒を実施。

・ 消毒実施箇所数 11箇所

## (5) 全戸立入検査の実施

安全を確認するため、県内すべての養鶏農家等を対象に立入検査を実施。

- ・ 1月17日(土)までに、県下全域のすべての養鶏農家を検査した結果、異常は認められていない。
- ・ 教育委員会等と連携して、学校が飼育する鳥類などについても立入検査を実施。

(全戸立入検査の状況)

(単位：戸)

採卵鶏	ブロイラー	小羽数	合計	検査状況
64	42	1,186	1,292	異常なし

## (6) 的確な情報提供・県民相談体制の充実・風評被害の拡大防止対策

県民の不安解消のため、的確な情報提供を行うとともに、関係部局、関係機関と連携した県民相談体制の充実や、風評被害の拡大防止対策を実施。

## ① 的確な情報提供

- ・ 県ホームページ『高病原性鳥インフルエンザ』に「相談窓口」と「Q&A」を開設。

## ② 県民相談体制の充実

- ・ 一般的な消費相談・・・消費生活センター
- ・ 人の健康・経営に関する相談などの専門相談  
健康増進課又は健康福祉センター、生活衛生課又は健康福祉センター  
畜産課又は家畜保健衛生所、経営普及課又は農林事務所農業部  
経営金融課、県信用保証協会、県商工連合会、各商工会、各商工会議所  
各金融機関 ※県民からの相談件数 1,088件

## ③ 風評被害の解消に向けた取組実績

- ・ ホームページの開設、県民相談窓口の設置
- ・ 都道府県、県内市町村、全国関係団体及び職員に対し、文書により要請。
- ・ 県内量販店の本社又は店舗、消費者団体に対し、訪問要請行動。
- ・ 県内の各種関係団体、施設に対し、文書による啓発を実施。
- ・ TVスポットの開始(1月24日～)
- ・ 太陽光発電インフォメーションシステム(8か所)の活用(1月23日～)
- ・ 生活改善実行グループによる鶏卵料理講習会等の開催(2月2日～)
- ・ 県庁、県警本部、県総合庁舎内食堂において、県内産の鶏卵・鶏肉料理を提供(2月9日～)

## (7) 疫学調査

感染ルートの解明に向けて、国との連携により疫学調査を実施。

## II. 防疫業務従事者等に対する健康診断

### 1 実施方法

#### (1) 対象者

- ・ 農場の従事者及び相当期間内に同農場に立ち寄った者
- ・ 防疫従事員

#### (2) 実施場所と日時

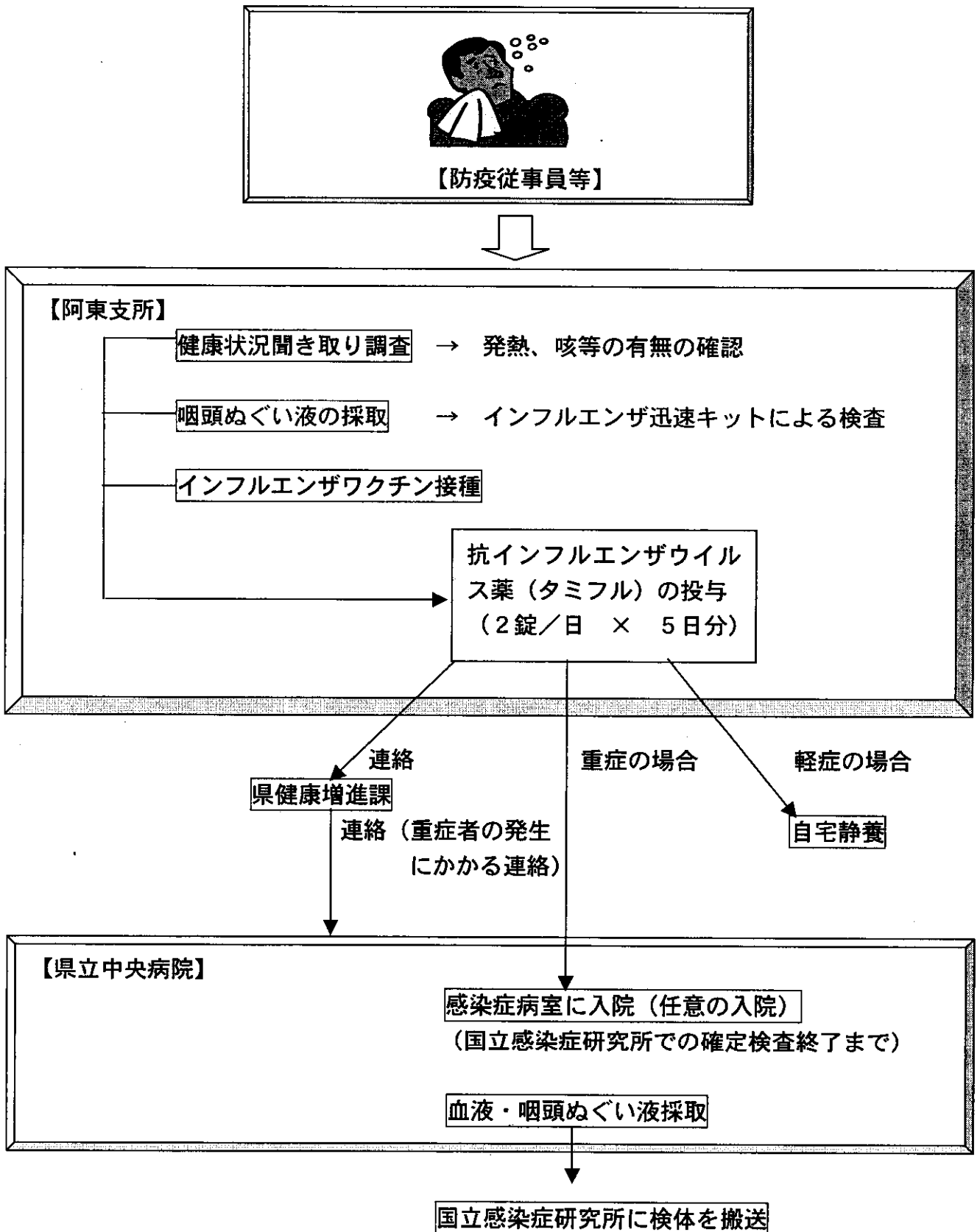
	12～ 15日	16日	17日	18～ 21日	22～ 24日
阿東支所	○	○	○	○	
山口健康福祉センター		○		○	○

(注) 阿東支所 16:00～、山口健康福祉センター 9:00～12:00

#### (3) 健診内容

	健診内容と担当
防疫業務従事当日 (原則として)	問診票の受付 (保健師) 健康状況聞き取り調査 (保健師) インフルエンザ迅速診断 (咽頭ぬぐい液) →採取は保健師、検査は臨床検査技師、 結果通知は医師【所長】 インフルエンザワクチン接種 (医師) リン酸オセルタミビルの予防投薬 (医師【所長】)
防疫業務従事終了 3日目	問診票の受付 (保健師) 健康状況聞き取り調査 (保健師) インフルエンザ迅速診断 (咽頭ぬぐい液) →採取は保健師、検査は臨床検査技師、 結果通知は医師【所長】
上記以外の日	問診票を所属で取りまとめ、健康増進課に提出

2 健診後の対応フロー図



## 3 健診の実績と結果

健診日 (平成16年 1月)	12 日	13 日	15 日	16 日	17 日	18 日	19 日	20 日	21 日	22 日	23 日	24 日	合 計
健診者数	11	1	39	39	64	90	89	104	73	34	72	39	655
問診票 提出者	11	1	39	39	64	90	89	104	73	34	72	39	655
異常あり	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
インフルエンザ 迅速診断	11	1	39	39	60	84	75	95	69	34	72	39	618
陽性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ワクチン接種 者				16	56	78	47	39	4	0	0	0	240
抗インフル ンザウイルス薬 投与者				8	73	86	49	45	8	0	1	0	270

### Ⅲ. 今回の事例における保健所長の役割

	保健所長の行った業務とその特徴
組織の長として 行った業務	<p><b>☆現地での対応の陣頭指揮、関係機関との連携</b></p> <p>① 発生当日に、保健師、臨床検査技師等からなる健診チームを編成            ② 発生当日のうちに、農場の従業員とその家族の健診を実施            ③ 本庁と協議し、防疫従事員に対する健診の実施方法を決定            ④ 予防接種、予防投薬の実施方法を決定            ⑤ 本庁、阿東町役場、地元医師会等との緊密な情報交換</p>
医師としての専門性が有効に機能した点	<p>上記①～⑤について、鳥インフルエンザに関する医学的知識に基づき、瞬時に的確な判断を行い、実行に移した。            また、関係者との調整に当たり信頼が得られた。            その他特記すべき事項は以下の通り。</p> <p>① 鳥インフルエンザが、感染力の高い新型インフルエンザに転換した場合の問題の重要性を認識し、本庁と「打てば響く」体制を整備            ② 鳥インフルエンザの感染経路及び潜伏期間を考慮した上で、健診対象者の範囲及びフォローアップの頻度を決定            ③ 保健所の多様な医療関係職種（保健師、臨床検査技師）を統括し、協力体制を構築            ④ 予防投薬の実施、インフルエンザ迅速診断の結果を説明（※）</p>

#### 注：別記（※）

	保健所長の行った業務とその特徴
医師として行った業務	<p><b>☆予防投薬の実施</b></p> <p>① 予防投薬を行う薬剤としてリン酸オセルタミビルを選択            ② リン酸オセルタミビルの投与量を決定            ③ 健診受診者に説明を十分行った上で投薬</p> <p><b>☆インフルエンザ迅速診断の結果を説明</b></p>
組織の長としての立場を活用した点	<p>① 行政庁の行う予防投薬という行為に対し、責任が取れる立場で対処方針を決定（医行為）            ② 医学的視点【個人に対する疾病予防】と行政的視点【国の通知、WHO勧告の尊重】との双方を加味して判断            ③ 所長自ら説明、予防投薬を行ったことによる周囲への信頼醸成            ④ 現場の指揮官として、国又は本庁の指示のみに頼らず主体的に意思決定を行い、必要に応じて本庁に医薬品の確保を要請</p>